

基本目標5

機能的で 環境と調和したまち

- 政策 5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり
- 政策 5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上
- 政策 5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備
- 政策 5-4 環境にやさしいまちづくり



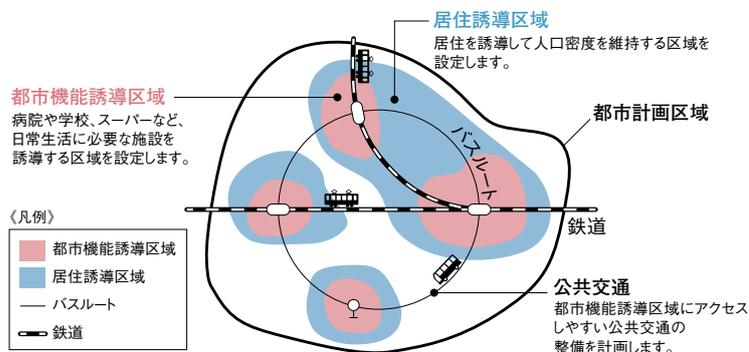
施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

施策2 新幹線を活かしたまちづくり

本市の現状・課題

- 本市の市街地は、平野部を中心に広がっています。近年、開発が農村地や丘陵地へ進展し、市街地が郊外へ拡大しているため、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 将来の人口減少に備え、コンパクトで機能的なまちを形成するため、都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく必要があります。
- 九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、「大村市新幹線新大村駅（仮称）周辺地域まちづくり計画」に基づき、官民が連携し新たなまちづくりを推進する必要があります。

(1) コンパクトで機能的なまちづくりのイメージ



(2) 新幹線新大村駅（仮称）前周辺ゾーンの整備イメージ



資料)大村市新幹線新大村駅(仮称)
周辺地域まちづくり計画

施策の体系

政策5-1 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 コンパクトで機能的なまちづくり
- 3 中心市街地の活性化

施策2 新幹線を活かしたまちづくり

- 1 新幹線の整備促進
- 2 新幹線新大村駅（仮称）周辺の拠点の形成
- 3 多様な交流の促進

施策1 計画的な土地利用と都市拠点機能の充実

施策の方針・指標

計画的な土地利用の推進を図るとともに、中心市街地周辺や新幹線新大村駅（仮称）周辺などの都市拠点機能の充実と、中心市街地の活性化に取り組みます。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合（%）	33.6 （H24～H26年平均）	36.0（H32年）

施策の概要

1 計画的な土地利用の推進

自然環境の保全や社会的・歴史的諸条件などを考慮しながら、「国土利用計画法」や「都市計画法」などに基づき、適正かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地籍の明確化を図り、土地利用の高度化に資するため地籍調査の早期完了に努めます。

また、土地利用の現状や将来の動向を考慮しながら、用途地域の適切な見直しを行います。

2 コンパクトで機能的なまちづくり

多極ネットワーク型コンパクトシティ^{※1}の実現に向け、立地適正化計画を策定し、居住と都市機能の適正な誘導を図るとともに、公共交通のネットワーク化を計画的に進めます。

3 中心市街地の活性化

JR大村駅周辺を中心とする中心市街地において、「県立・大村市立一体型図書館（仮称）」、「コレモおおむら」、「市民交流プラザ」の連携を進め、3核1モールとして更なる活性化を進めます。

※1 多極ネットワーク型コンパクトシティ：日常生活に必要な行政サービスや医療・福祉施設、商業施設や住居等を集約したコンパクトシティを複数箇所形成し、公共交通により相互アクセスできるよう整備したまち。

施策2

新幹線を活かしたまちづくり

施策の方針・指標

九州新幹線西九州ルートを整備するとともに、まちづくりの拠点となる新幹線新大村駅（仮称）周辺や車両基地周辺の整備を進め、観光やビジネスなど多様な交流を促進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
新幹線新大村駅(仮称)周辺整備事業の進捗率(%)	0.5(H26年)	89.1(H32年)

施策の概要

1 新幹線の整備促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、関係機関や関係自治体と連携しながら、着実な整備を促進します。

2 新幹線新大村駅（仮称）周辺の拠点の形成

新幹線新大村駅（仮称）周辺の基盤整備を行い、高い交通利便性を活かして、企業誘致や定住促進等に取り組みます。

また、車両基地の整備に伴い、周辺部への関連企業の誘導を図るとともに、新たな観光資源として活用するなど、立地を活かした取組を進めます。

3 多様な交流の促進

九州新幹線西九州ルートの開業に向け、魅力的な観光地づくりなど、受入体制の整備に取り組むとともに、ビジネスや学術など、多様な交流活動を促進するため、積極的な情報発信に努めます。

施策1 道路網の整備

施策2 利便性の高い公共交通の確立

本市の現状・課題

- 道路網は、長崎自動車道、国道、県道と都市計画道路を中心に形成されています。その中でも、国道34号は、市内を縦貫し、県北・県南地域をつなぐ大動脈として、地域産業や市民生活を支える重要な幹線です。
- 国道34号大村-諫早間については、一部区間において4車線整備が進みつつあるものの、未整備区間においては、近年の交通量増加から慢性的な渋滞が発生しており、解消には4車線化の早期実現が必要です。また、九州新幹線西九州ルートの開業による影響も踏まえながら道路交通ネットワークの整備を進める必要があります。
- 公共交通は、航空路、JR、バス路線などにより構成されていますが、路線バスは利用者の減少が進んでいます。また、公共交通が十分に行き届いていない地区も存在しており、交通弱者への対応や新幹線との接続等を踏まえた、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。
- 長崎空港の利用者数は、近年、増加傾向にあり、更なる利用促進を図るため、利便性向上や機能強化を推進する必要があります。

(1) 公共交通体系図



施策の体系

政策5-2 道路網の整備と公共交通の利便性の向上

施策1 道路網の整備

- 1 国道34号の整備促進
- 2 幹線道路の整備
- 3 木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備
- 4 生活道路の整備

施策2 利便性の高い公共交通の確立

- 1 JR大村線の機能充実
- 2 バス路線の再編
- 3 長崎空港の利便性向上及び機能強化

施策1

道路網の整備

施策の方針・指標

交通の利便性と安全性を確保するため、国道34号の整備促進、幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めるとともに、木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
都市計画道路の改良率(%)	70.8(H26年)	72(H32年)
木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備進捗率(%)	28(H26年)	100(H32年)
市道の改良率(%)	66.8(H26年)	69(H32年)

施策の概要

1 国道34号の整備促進

国道34号大村-諫早間の4車線化については、慢性的な渋滞を解消するため、早期事業化を促進します。

また、市内中心部の拡幅についても、未整備区間の早期完成を促進します。

2 幹線道路の整備

九州新幹線西九州ルートの開業等による交通需要の変化などを踏まえ、「池田沖田線」、「大村駅前原口線」など、都市計画道路の整備を進めます。

3 木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備

高速道路へのアクセス向上や幹線道路などの交通円滑化を図るため、木場スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行います。あわせて、木場スマートインターチェンジ(仮称)から都市計画道路「久原池田線」までの市道整備を行います。

4 生活道路の整備

市民生活における移動の利便性と安全性を確保するため、市道の計画的な整備とその他生活道路の維持管理等の促進に努めます。

また、長寿命化計画に基づき、道路施設の適切な維持管理に努めます。

施策2 利便性の高い公共交通の確立

施策の方針・指標

JR大村線や路線バス等の公共交通網の整備・充実を図ります。また、長崎県の空の玄関口である長崎空港の利便性向上や機能強化を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
鉄道の利用者数(千人/年)	3,154(H26年)	3,300(H32年)
バス1便当たりの利用者数(人/便)	13.5(H26年)	13.5(H32年)
長崎空港の利用者数(千人/年)	3,008(H26年)	3,340(H32年)

施策の概要

1 JR大村線の機能充実

九州新幹線西九州ルートの開業を踏まえ、JR大村線の新駅設置等を進めるとともに、新幹線との接続を考慮したダイヤ編成や増便等について関係機関に働きかけを行います。

2 バス路線の再編

通勤・通学や通院、買物など、市民の日常的な移動を支える効率的で利便性の高いバス路線の再編を図るため、ネットワーク化やダイヤ等の見直しに取り組みます。

また、JR大村駅や新幹線新大村駅(仮称)と路線バス等との接続を図ります。

路線バス等の既存の公共交通機関でカバーできない交通需要に対応するため、コミュニティバス^{※1}や乗合タクシーなどを活用したデマンド型交通^{※2}の導入について検討を進めます。

3 長崎空港の利便性向上及び機能強化

長崎空港の利便性向上や機能強化を図るため、県や関係団体と連携し、国内線・国際線の定期路線の増設や増便、チャーター便の誘致、貨物輸送の強化などを推進するとともに、長崎空港の24時間化の実現を目指します。

※1 コミュニティバス:乗合バスの一種で、主に交通空白地域の解消、高齢者の外出支援、市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される。

※2 デマンド型交通:利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応じて運行する交通。

施策1 住環境の整備

施策3 公園・河川の整備

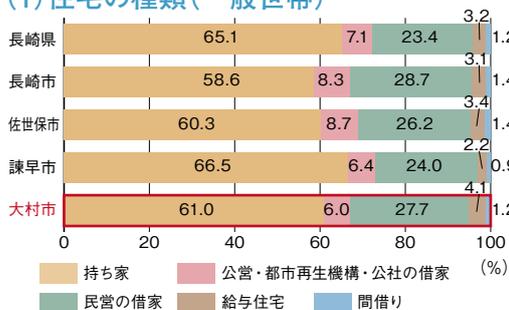
施策2 景観の保全

施策4 上下水道の整備

本市の現状・課題

- 近年の宅地開発は、小規模な住宅地の整備が郊外へ拡大している状況です。今後は、民間開発を視野に入れた都市環境の整備や、多様なライフスタイルに対応した良質な住環境の形成を図る必要があります。
- 「大村市景観条例」に基づき、歴史的、自然的な景観の維持・形成に取り組んでいます。また、「大村市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な管理に努めています。
- 安らぎと潤いを与えてくれる貴重な空間として、公園や河川等の整備や適切な維持管理を行う必要があります。また、屋外スポーツ施設として、総合運動公園の着実な整備を進める必要があります。
- 上下水道事業は、普及・拡大から維持管理及び更新へと事業の転換を進めており、今後も安定した水の供給と効率的な汚水処理を行う必要があります。

(1) 住宅の種類(一般世帯)



住宅の種類	一般世帯数	世帯人員	1世帯当たり		1人当たり延べ面積
			人員	延べ面積	
総数	33,520	86,756	2.59	104.3	40.3
持家	20,438	57,889	2.83	134.5	47.5
公営借家	2,002	4,608	2.30	59.9	26.0
民営借家	9,301	20,091	2.16	56.6	26.2
給与住宅	1,369	3,237	2.36	58.2	24.6
間借り	410	931	2.27	53.0	23.3

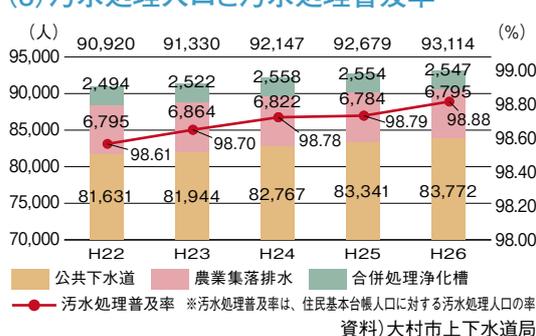
資料) 平成22年国勢調査

(2) 給水人口と給水普及率



資料) 大村市上下水道局

(3) 汚水処理人口と汚水処理普及率



資料) 大村市上下水道局

施策の体系

政策5-3 快適で暮らしやすい都市環境の整備

施策1 住環境の整備

- 1 良好な住宅市街地の形成
- 2 市営住宅の適正な管理

施策2 景観の保全

- 1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成
- 2 屋外広告物の適正な管理

施策3 公園・河川の整備

- 1 公園の整備・維持管理
- 2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進
- 3 河川・海辺空間の整備・維持管理

施策4 上下水道の整備

- 1 安定的な水源の確保と水質管理
- 2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進
- 3 公共下水道の整備促進
- 4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

施策1

住環境の整備

施策の方針・指標

良好な住宅市街地の形成に向けた基盤整備を推進します。また、市営住宅の適正な管理を推進します。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
優良な民間住宅への支援件数（件/年）	130（H26年）	145（H32年）
市営住宅のバリアフリー化率（%）	69（H26年）	86（H32年）

施策の概要

1 良好な住宅市街地の形成

魅力ある住宅市街地を形成するため、都市計画法に基づいた地区計画^{※1}制度の推進を図ります。

また、木造住宅については、耐震化や省エネルギー化、バリアフリー化などの支援を行います。

2 市営住宅の適正な管理

「大村市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅について、ユニバーサルデザインに配慮した建替や改修を行います。

また、予防保全的な観点も踏まえた計画的な維持管理を行うことで、トータルコストの縮減を図ります。

※1 地区計画：地区の特性に応じた良好な都市環境の整備と保全を図るため、道路、公園などの施設の整備、建築などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好なまちづくりのルールを都市計画法によって定めるもの。

施策2

景観の保全

施策の方針・指標

地域資源を活かした魅力的な景観の形成と屋外広告物の適正な管理を行い、景観の保全に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
街なみが美しく住みやすいと感じる市民の割合(%)	72.6 (H24~H26年平均)	75.0(H32年)

施策の概要

1 地域資源を活かした魅力的な景観の形成

豊かな自然と歴史に恵まれた大村にふさわしい景観の形成を図るため、「大村市景観条例」に基づき、良好な街なみの保全など、景観形成を推進します。

特に、歴史的景観が残る上小路周辺地区は、景観形成重点地区として保全に努めます。

2 屋外広告物の適正な管理

屋外広告物の適正な管理を行うため、「大村市屋外広告物条例」に基づき、市民や事業者に対する周知啓発に取り組み、違反広告物に対する指導を行います。



景観形成地区(上小路周辺地区)

施策の方針・指標

計画的な公園の整備と維持管理を行うとともに、緑化の推進に取り組みます。また、安全で親しみのもてる河川・海辺空間の整備や維持管理を行います。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)	6.4 (H26年)	6.8 (H32年)
地域団体が管理する公園数 (公園)	44 (H26年)	56 (H32年)
親水空間 ^{※1} の設置箇所数 (箇所)	23 (H26年)	24 (H32年)

施策の概要

1 公園の整備・維持管理

安全で魅力的な公園を目指し、「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、設備等の計画的な補修・更新を行います。

また、大規模なスポーツ大会への対応や市民スポーツの推進などを図るため、「大村市総合運動公園」の早期整備を行います。

2 地域住民と連携した公園の維持管理と緑化の推進

美しく潤いのある環境づくりを目指し、地域住民と連携した公園の維持管理や、花に関するイベントの実施など、住民参加型の取組を推進します。

3 河川・海辺空間の整備・維持管理

河川環境の保全や水辺空間の創出など、安全で親しみがもてる河川の整備を目指し、郡川やよし川等の計画的な河川改修を進めます。

また、海岸部においては、人工浅場など海辺に親しみがもてる空間の整備に努めるとともに、プレジャーボートなどを係留する港湾施設についても、県と連携しながら魅力的な海辺空間の整備・維持管理に取り組みます。

※1 親水空間：河川や公園、海辺などにおいて、水に触れることで水に対し親しみを深めることができる空間。

上下水道の整備

施策の方針・指標

安定的な水源の確保と水質管理を行うとともに、計画的な水道施設の更新と耐震化を図ります。また、公共下水道の整備促進を図るとともに、污水处理施設の適正な維持管理を行います。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
水源余裕率 ^{※1} (%)	39.7(H26年)	40.0(H32年)
水道管路の耐震化率(%)	7.6(H26年)	15.0(H32年)
水道管路の年間更新率(%)	0.45(H26年)	1.1(H32年)
污水处理人口普及率(%)	98.9(H26年)	99.2(H32年)
雨水整備率(%) (整備面積/認可区域面積)	56.2(H26年)	58.6(H32年)

施策の概要

1 安定的な水源の確保と水質管理

本市の水源余裕率は、全国平均(54.9%)より低い状況にあるため、渇水時の取水制限や地下水の水質変化に備え、将来の水需要を予測した計画的な水源開発を行い、安定的な水源確保を図ります。

また、水道水源の水質は、季節や天候などにより変化するため、迅速かつ的確な水質管理を行い、良質な水を安定的に供給します。

2 計画的な水道施設の更新と耐震化の推進

水道管路については、漏水調査等の分析・評価に基づき管路の更新とともに耐震化を進めます。

また、坂口浄水場をはじめ水道施設(水源・送水施設)については、アセットマネジメント^{※2}計画と耐震化計画を策定します。

※1 水源余裕率：一日最大配水量に対してどれだけゆとりをもって水源を確保しているかを示すもので、渇水に対する安全度を示す指標。(H26年：大村市39.7%、全国平均54.9%)

※2 アセットマネジメント：施設や設備を効果的かつ効率的に管理すること。

3 公共下水道の整備促進

「大村市公共下水道事業基本計画」に基づき、下水道未整備区域における污水管等の整備を進めるとともに、「大村湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水道処理施設に高度処理方式を導入します。

また、大雨などによる浸水に備えるため、雨水管渠の整備を推進します。

4 農業集落排水施設等の適正な維持管理

農村地域の生活環境の向上や農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。

また、より効率的な汚水処理を行うための「汚水適正処理構想」を策定し、適正な管理運営に努めます。

さらに、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。

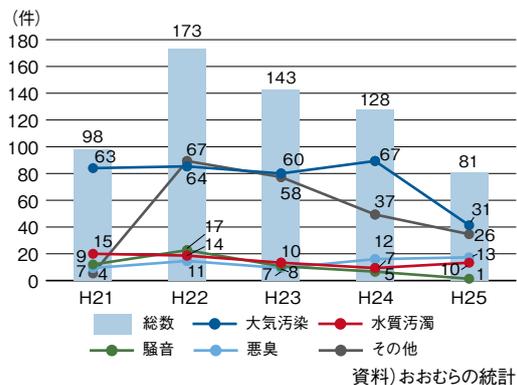
本市の現状・課題

- 本市の人口一人当たりのCO₂（二酸化炭素）排出量は、全国平均に比べ少ない状況ですが、今後も地球温暖化対策として、家庭生活や企業活動の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用拡大に努める必要があります。
- 大村湾の水質は、湾全体として環境基準を達成していない状況にあるため、県や流域市町等が連携して水質改善に向けた取組を実施しています。今後も、水質改善に向けた継続的な取組が必要です。
- 「第二次大村市環境基本計画」に基づき、騒音や振動等の公害に対する監視、指導等を行っており、近年では公害苦情件数は減少しています。しかし、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質等が新たな問題となっており、適切な対応が必要です。
- 人口一人当たりのごみ総排出量は、全国平均や県平均よりも少ない状況ですが、更なるごみ排出量の抑制に向け、市民・事業者の意識の高揚などに取り組みとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進する必要があります。

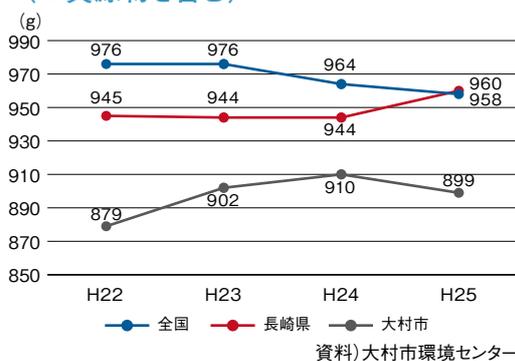
(1) 市民大清掃の様子



(2) 公害苦情件数



(3) 家庭系ごみ一人一日当たりの排出量 (※資源物を含む)



施策の体系

政策5-4 環境にやさしいまちづくり

施策1 環境保全の推進

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 豊かな自然環境の保全
- 3 環境保全意識の醸成

施策2 環境汚染対策の推進

- 1 公害防止の推進
- 2 環境衛生・環境美化の推進
- 3 斎場の適正な維持管理及び墓地の適正な管理の促進

施策3 ごみの減量化と適正処理の推進

- 1 ごみの減量化の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

環境保全の推進

施策の方針・指標

地球温暖化対策を推進するとともに、豊かな自然環境の保全や自然を活かした環境教育に努めます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
市の公共施設における温室効果ガス排出量(t-co ₂ /年)	32,344(H26年)	30,727(H32年)
大村湾のCOD ^{※1} 値(mg/L) (大村湾のCOD値の環境基準値:2.0mg/L)	2.5(H26年)	2.0(H32年)
環境講座・イベントへの参加者数(人/年)	1,159(H26年)	1,200(H32年)

施策の概要

1 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するため、家庭生活や企業活動における省エネルギー活動の普及啓発や建築物の省エネルギー化を促進します。

また、公共施設については、太陽光などを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して導入するとともに、市民や事業者に対し、普及啓発を行います。

2 豊かな自然環境の保全

大村湾や多良山系などの豊かな自然環境を守るため、水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ森林・農地の保全を推進します。

また、県、大村湾流域市町等で組織する「大村湾をきれいにする会」との連携を図りながら、大村湾の環境保全に努めます。

3 環境保全意識の醸成

市民や事業者が環境についての理解を深め、自発的な環境保全活動の実践につながるよう、啓発を行うとともに、大村湾や多良山系など、自然環境を活かした環境学習の充実を図ります。

※1 COD: 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。水質汚濁の指標の1つで、水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。CODの値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。

施策の方針・指標

公害のないまちづくりに取り組むとともに、環境衛生・環境美化を推進します。また、斎場や墓地の適正な維持管理を行います。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
環境基準達成率（騒音・振動・水質）（%）	82（H26年）	85（H32年）
狂犬病予防注射接種率（%）	70.1（H26年）	80.0（H32年）

施策の概要

1 公害防止の推進

騒音、振動などの都市型公害への監視・指導体制を充実するとともに、関係機関と連携し、大気汚染、悪臭、水質汚濁などへの対応を強化することで、公害のないまちづくりに努めます。

また、光化学オキシダントや PM2.5などの大気汚染物質等により、人体等への影響が懸念される場合には、市民や事業者に対して迅速に情報を提供します。

2 環境衛生・環境美化の推進

「大村市環境美化条例」及び「大村市環境保全条例」に基づき、空き缶などのごみの散乱防止や空き地の適正な管理、緑化に取り組み、環境衛生・環境美化を推進します。あわせて、市民参加の清掃活動を開催することで、市民の環境美化意識の醸成に取り組みます。

また、犬や猫などの適正な飼養の促進を図るため、関係機関と連携した飼主への飼い方の指導に取り組むとともに、終生飼養など動物愛護についての普及啓発を推進します。

3 斎場の適正な維持管理及び墓地の適正な管理の促進

斎場については、近代的無公害斎場としての機能を維持するとともに、適正な運用管理を行います。

また、墓地については、公衆衛生の観点から適正な維持管理を促進します。

施策3

ごみの減量化と適正処理の推進

施策の方針・指標

ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営などにより、廃棄物の適正な処理を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
家庭系ごみ一人一日当たりの排出量(g) (資源物を除く)	513(H26年)	497(H32年)
不法投棄回収量(可燃物・不燃物)(kg)	9,424(H26年)	9,100(H32年)

施策の概要

1 ごみの減量化の推進

ごみの減量化を促進するため、3R運動^{※1}の普及啓発を行い、行政・市民・事業者の連携による取組を推進します。

また、リサイクル製品の優先的な購入を行うとともに、市民や事業者に対し、リサイクル製品等の利用促進に関する情報発信や普及啓発を推進します。

さらに、家庭から出る使用済み食用油を回収し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルを行います。

2 廃棄物の適正処理の推進

不法投棄や野外焼却などを防止するため、周知啓発やパトロールを行います。

また、産業廃棄物については、事業者の責任において適正処理を行うよう、県と連携して指導します。

ごみ処理施設については、適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、新施設の改築計画に着手します。

ごみ収集については、ごみステーション化を促進するとともに、ごみの搬出が困難な高齢者等を対象に、「ふれあい収集」^{※2}を実施します。

※1 3R運動：3Rとは、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の3つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動。

※2 ふれあい収集：ごみの戸別収集を行うとともに、見守りとしての声掛けなどを行う活動。

